

## 第38回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成29年10月31日（火）13:30～14:00

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、阿部委員、中西委員

原子力規制庁

小山田安全規制調整官、照井安全審査官

内閣府原子力政策担当室

林参事官、川淵企画官 他

4. 議 題

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）について（諮問）（原子力規制庁）
- (2) 阿部原子力委員会委員の海外出張について
- (3) その他（「日本のプルトニウム利用について【解説】」の英語版、等）

5. 配付資料

- (1-1) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について
- (1-2) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請（6号及び7号原子炉施設の変更）の概要について
- (2-1) 阿部原子力委員会委員の海外出張について
- (3-1) 「Plutonium Utilization in Japan」

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第38回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目は「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）について（諮問）」です。二つ目が「阿部原子力委員会委員の海外出張について」、三つ目がその他（「日本のプルトニウムについて【解説】」の英語版、等）であります。

本日の会議は14時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

（林参事官） それでは、まず議題の1でございます。議題の1は、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可についての諮問でございます。

これにつきましては、原子力規制庁の原子力規制部小山田安全規制調査官と照井安全審査官にお越しを頂いております。御説明、よろしくお願いします。

（小山田調整官） 原子力規制庁安全規制調整官実用炉審査担当の小山田でございます。

それでは、お手元でございます資料1-1号と1-2号に従いまして、御説明させていただきます。

議題につきましては、今、議題のとおりでございまして、東京電力の柏崎6・7号の設置変更許可に関する意見の聴取ということでございます。

本件につきましては、平成25年9月27日付で東京電力株式会社の方から原子炉等規制法に基づきまして申請がございまして、審査の結果、その許可の基準に適合するということが認められますので、この法律で準用します43条の3の6第3項の規定に基づきまして、別添のとおり、この平和利用に関する規定の基準の適用について、原子力委員会の意見を伺うというものでございます。

まず、申請の概要でございますが、1枚めくっていただきまして、次の紙にあります（1）から（4）まで記載したページがございまして、このページ、申請者につきましては、ここがございますとおり、東京電力ホールディングス株式会社でございます。

（2）変更に係る工場又は事業所の名称及び所在につきましては、柏崎刈羽原子力発電所で、所在地は新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村にあります。

変更の内容でございますが、これは、昭和52年9月1日付で設置許可を受けて、これまで何回か設置変更許可を受けた柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置許可申請書の記載事項のうち、ここにございます三、四、五、十、この項目につきまして改めるというものでございます。

3ポツが、原子炉の型式、熱出力、基数。

4 ポツが、原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地。

5 ポツが、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備。

10 ポツが、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項でございます。

(4) が変更の理由となつてございまして、これは、改正された原子炉等規制法の施行に伴いまして、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等を追加するということ。

それから併せて、記載事項の一部を関係法令の規定と整合した記載形式に変更するというもので、これは具体的には(3)の3ポツと4ポツがこの記載、法令の規定と整合した形にしたというものに該当するものでございます。

続きまして、次のページと申しますか、もう1枚、大きなA4の横長の紙が後ろについているのではないかと思います、こちらが発電所の全体図でございまして、右の方から5号炉、6号炉、7号炉というふうに並んでございまして、このうち、申請がございましたのは6号炉と7号炉に関するものでございます。

なお、1号炉から4号炉につきましては、この図の左の方から並んでいると。この南の方から並んでいる形になってございます。1号機から4号機までという形になります。

それでは、この基準への適合についてということで、表紙の裏の方にその意見を伺う内容が記載してございますので、御説明させていただきます。

真ん中のあたりから、「本件申請については、」というふうでございますけれども、一つ目が、発電用原子炉の使用の目的であります商用、商業発電用であるということ、これを変更するものではないこと。

二つ目が、使用済み燃料については、原子力発電における使用済み燃料の再処理等の実施に関する法律に基づく拠出金の納付先である使用済み燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないということ。

三つ目が、海外において再処理が行われる場合には、再処理等拠出金法のもとで我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようするときは政府の承認を受けるという方針に変更はないということ。

最後、四つ目でございますが、上記以外の取扱いを必要とする使用済み燃料が生じた場合には、平成12年3月15日付で許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと。

これらのことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるという内容でございます。

御審議、よろしくお願いいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) 御説明ありがとうございます。

常々、規制庁の方からお話を伺うときに申し上げているのですけれども、規制委員会は行政手続法に基づいて標準期間を定めて、2年以内にこの行政審査請求の類いのもは審査をするという目標を掲げていますね。これは飽くまで目標でありますけれども、これを見ますと、25年に申請して、今年は29年ですから、4年かかったわけですね。かなり長くかかっているということで、その関連で、私はもう一つ申し上げているのは、規制委員会は、たしか今まで加圧水型の原子炉の基準審査は一部済ませて、適合性を認めていますね。沸騰水型についてはずっと先送りしてきたということで、今回これが初めてのケースになるわけですけれども、これも私は常々申し上げているのは、それは確かに加圧水型の方が多少は安全性が設計上高いということはよく言われるので、そうかもしれんけれども、それがゼロと100、あるいは4年間も放っておくというのは余りにもこの差をつけ過ぎではないかという感じがして、何度か申し上げたのですけれども、規制委員会は、そこは、そういう意図的な判断として沸騰水型を後回しにしたのではなくて、何らかの技術的な必要があって今まで審査できなかったのだと、こういう立ち場でしょうか。

(小山田調整官) 規制庁の小山田でございます。

私ども、審査の際には、事業者の方に質問事項を投げたりとかいうようなことをいたしまして、それを確認した上で、更に確認すべきことがあれば、更にもう一回質問を投げる形でやってございますが、なかなか事業者の方がうまく回答してくれば、あるいは資料が整っていれば、スムーズに進むということになるかと思えます。そういった観点からいきますと、今御指摘のございましたPWRの各社につきましては準備が進んでいたということかと思いますが、そちらの方が比較的進んだという形でございます。

もう1点考えられるのが、そういった準備ができたところから順番にやっていくということと、それから、審査を効率的に進めるために、まずは集中的に審査を進めるサイトという

のを決めてやっていたということがございまして、それがPWRの方でそういったやり方をしたということもございまして、結果として、このような順番になってしまったということかなと考えてございます。

(阿部委員) 規制委員会、規制庁も新しくできた組織で、なかなか必要な専門家を集めるのは大変であるということで、限られた人的資源を使って、できるだけ早く処理するというためには、まず最初は加圧水型の方に集中したのだということも分からないのではないのだけれども、それはある意味では、沸騰水型を持っている電力会社からすると、それは規制委員会側の御都合でございましょうと。それでもって4年間待たされるという不利益をこうむるのは納得いかないというような意見が出てきてもよさそうな気がするけれども、日本の社会ではなかなかそういうのは出てこないかもしれませんですね。恐らくないのでしょうか。

そこで次の、もう一つ伺いたいのは、同じ沸騰水型でも、東北電力の女川にも沸騰水型がありますよね。それで、この沸騰水型のグループの中で柏崎刈羽をまず第1番目にやったというのは、これもまた一つの何らかの委員会の大所高所の判断があったのか。

ただし、柏崎刈羽の場合はオーナーが東電であるということもあって、いろいろまた御意見もありますよね。その点は、私が見るには、東北電力の女川の場合は、実は大震災があったときには、女川の方が震源に近かったわけですよ。にもかかわらず、女川の方は地震学者のアドバイスをちゃんと受けて、緊急用の発電機をたしか高いところに移しましたよね。それがあって女川は津波の被害を免れたと。よって、あのような事故にならなかったという意味においては、東北電力女川はむしろ褒めて扱うべきで、それにおいて、むしろ最初に審査してもよかったのではないかと思うのですけれども、なぜ女川は後回しになっているのでしょうか。

(小山田調整官) 先ほど御説明申し上げましたとおり、効率的にいかに進めるかというところはございまして、まずは、その審査の中で手戻りがあってはよくないということでございますので、地盤あるいは、地盤の方の審査というのを中心にまず取りかかることに、方針にしてございます。その中でいろいろ審査してまいりまして、一番先に整理がついた。最初は柏崎刈羽以外のBWR各社も一緒に審査を行っていたわけでございますけれども、その中で一番そういった、特に地盤関係の整理が確認ができたというところから、柏崎刈羽の方をまず優先的に進めてきたというところでございます。

(阿部委員) それで、この柏崎刈羽ですけれども、今度審査して、基準合格にしたのは6・7ですよ。それで、これは柏崎刈羽ということで、一部分は柏崎市で、一部分は刈羽村なわ

けですね。どこかにこれは、境界線が走っているのでしょうか。6・7号はどっちにあるのですか。

(小山田調整官) 6・7号は両方とも刈羽村の方になります。

失礼いたしました。一部、柏崎市も含まれるようですが、ちょっと詳しくどこら辺に境界線があるのかというのは今確認できないような状況です。

(阿部委員) というのは、柏崎市長は、廃炉計画が出るまでは再稼働を認めないと言っていますよね。ですから、柏崎市にあると市長のオブジェクションが効いてくるわけですがけれども、刈羽は全部刈羽村だったら、市長が何と言っても、東電は、ここはあなたのところではないと言えるわけですよね。これは線がどこかにかかっているわけですね、6・7は。

(小山田調整官) すみません、ちょっと今手元に具体的な場所の線引きのラインが、資料ございませんので、ちょっとお答えできなくて申し訳ございません。

ただ、私どもは、審査した結果につきまして、基づいて許可という行為なりなんなりを行うというような立場でございますので、地元の方から審査結果につきまして説明の要請があれば、これまでも説明、その審査の内容について説明したいというようなことはやってきたというところでございます。

(阿部委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

特にないのですが、ちょっと後学のため伺いたいのですが、一旦動き始めますと、毎年のように検査がありますよね。稼働前の審査というのは何年、一回検査、一回調べてオーケーとなったら、かなりの年数オーケーなのではないでしょうか。今のお話でも、少しとまる、稼働まで時間があるかもしれないのですが、何年間か大丈夫なものなのではないでしょうか。

(小山田調整官) 一般的に手続としましては、この設置許可あるいは設置変更許可がございましたら、その後、工事計画の認可という、今度は詳細設計についての確認がございます。その後、使用前検査というのがございまして、その使用前検査というのは、工事計画のとおり、工事計画の設計どおり、詳細設計どおりに設備が施設されているかどうか、あるいは、技術基準に適合するかどうかというところを確認してまいりまして、それが大きな使用前検査という形でございます。それから実際に稼働を始めます。始まりますと、13か月に1回でございますが、定期検査ということをやっております。

(中西委員) 使用前検査から稼働を始めるまでは短いというふうでしょうか。

(小山田調整官) はい。使用前検査も、実際に機器を動かしてからというものがございます、100%出力になった段階で総合負荷性能検査というのも、項目もございますので、実際にその検査の中で動かすということが生じるのかと思います。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) 私は諮問内容について特にございませぬ。どうもありがとうございました。

先生方、ほかにございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題2についてお願いします。

(林参事官) それでは、議題2は阿部原子力委員会委員の海外出張についてでございます。

これは事務局より御説明いたします。

資料2-1でございますけれども、阿部委員におかれましては、来月の5日から7日、ワシントンDCで開催されるIAEA60周年会議、この出席のため出張をされます。

具体的には、下に書いてございますが、5日にワシントンに着になり、6日から7日にかけて60周年会議に出席をするということでございます。

以上でございます。

(岡委員長) それでは、何か質問ございますでしょうか。

(阿部委員) 私が行ってまいりますけれども、これは、林さん、紙に出張と書いてあるけれども、これはいわゆる内閣府で出張の決裁書をとって、出張命令を出して行く出張ではないですよね、これはね。事実上の出張ですね。

(林参事官) いや、この部分は公務なので、出張扱いになっているかと思ひます。

(阿部委員) そう。僕は、書類に判こを押した覚えはないな。そうになっていましたかね。そうになっていますか。

(林参事官) すみません、その辺の手続は調べてみないと分からないですけれども、委員にもらっていましたか。

(阿部委員) とにかく出張してまいります。

今回の出張は、航空運賃、旅費、宿泊費、全部主催者側持ちで行く出張でございます、そういう意味において、内閣府がお金を出して行く出張ではないということでございます。

この前後に、実は私は明日もう出まして、最初、まずニューヨークに行きまして、国連事務局の関係者から、最近できた核兵器禁止条約、それから、北朝鮮の関係もありますけれども、核実験禁止条約、そういったものを中心にした最近の動きはどうなっているのかという

話を聞いてまいりたいと思っております。

その後、ワシントンに移りまして、IAEAができてから何と今年で60年になるのですね。ということで、それを記念して、アメリカのロスアラモス研究所という研究機関がありまして、もともとは核兵器の研究なんかしたところですが、そことウィルソン・センターという、これも研究機関、そういったところが主催する会議で、天野事務局長も出席して、60周年を記念していろいろ議論しようということでございますが、何といたってこの主たるテーマは、IAEAでございますので、例の保障措置。問題のある国がないかということをご査察・検証するプロセスですけれども、そこは一番のテーマになって、皆さんで議論するのですが、私が頼まれたテーマはIAEAと原子力利用というテーマで、要するに、原子力を電力とかエネルギー面、それから、その後は医療、農業、工業などの面で応用してきたということについて振り返ると、こういうテーマで話をしてまいります。

若干その準備も兼ねて勉強したのですが、一つ分かったことは、歴史を読むと、IAEAの60年の歴史の中で何度かこの原子力利用、特に発電のための原子炉はこんなに増えるのだという夢の見通しが何度か出るのですが、その都度これは実現しなかったというのがIAEAの歴史でございます。主たる原因はやはり、アメリカのスリーマイルアイランド、チェルノブイリ、それから最後は福島という大きな事故で熱が冷めて、その都度、夢のシナリオは後退したというのが歴史のようでございますね。今後ともそうならなければ、中国、インドなどを中心に、これからどんどん原子力利用が伸びていくということかと思えます。

それから、IAEAの歴史からいうと、最初はアメリカのアイゼンハワー大統領の演説に始まって、ウラン、濃縮ウランとか、原子力、原子炉の機材から設計から全部、先行した国の側が提供して原子力を利用させると、推進するという構想で始まったのですが、これは間もなくそういうことになりませんで、結果的には今あるように、主として各国の政府と民間の電力会社がおのこの力で原子力を推進すると。ウランも自分で調達すると。それから、原子炉の建設などもおのこのが世界中の提供できる会社を探してやるということで。IAEAは、その意味においては、当初の目的で全面的にお世話をするという仕事から、何点か介入をして原子力利用を推進するという役割に、発足後間もなく変わったということが歴史的にありますね。

さらに、これがチェルノブイリの事故の後のころから、ヨーロッパを中心に、もう原子力利用をやめようではないかという動きが出てきて、例えばオーストリアは原子力利用をやめ



るということを明らかにしましたし、その後、イタリア、ドイツ、スイス、スウェーデンと、いろいろな国が、少なくとも発電用としての原子力利用はやめようという方向に動くのですね。

その結果、何が起こったかという、I A E Aの中で原子力利用を推進しようという決議案とか文書を書くと必ず反対意見が出てきて、これはI A E A全体として全体に推進するものではないのであるということになりまして、I A E Aでも、例えば天野事務局長がそういう話をするときには、それを選択して選ぶ国に対してはI A E Aが協力してあげますと、こういう常に必ず条件付きの話し方になっていまして、これも一つのI A E Aの長い歴史の変遷であるということが言えるかと思えます。

逆に今、天野事務局長は、それ以外の医学、農業、工業、そういった利用面での利用を推進することによって、人類の福祉、それから持続的開発に原子力が貢献するのだということに重点を置いて推進しているようでございます。そういった話をしてこようかと思っております。

それから、その後は私はロンドンに移りまして、ロンドンでもう一つ会議があって、これは国際的な協力によって世界を平和にしようと、軍備管理と軍縮を推進しようという夢のシナリオの会議でございまして、そこへ出てまいります。一つを中心テーマは、今年の夏にできて、今、署名が進んでいる核兵器禁止条約、これをどう考えるべきかというのが一つの会議のテーマになると思いますが、そういった議論に参加して帰ってまいりますので、来週いっぱいには失礼させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(岡委員長) ありがとうございます。

何か質疑ございますか。中西先生。

(中西委員) ありません。

(岡委員長) 私は、これは定例会に係る出張なので、お帰りになったら、この60周年の会議の報告というものはあるのですね。よろしくお願いします。

以上です。

それでは、議題3について、お願いします。

(林参事官) それでは、議題3でございます。

その他でございますが、第34回原子力委員会の議題2で御議論いただいた「日本のプルトニウム利用について【解説】」につきまして、英語版の「Plutonium Utilization in Japan」を作りましたので、既にホームページにはアップして

おりますけれども、今回お配りをしています。この英語版は、I A E Aと米国政府には届ける予定となっております。

また、日本語版につきましても、1か所、軽微というか、誤解を招く表現というか、ございましたので、修正の上、またこれもホームページ上で既に公開をしているところでございます。

今後の会議予定でございますけれども、次回、第39回原子力委員会の開催につきましては、まだちょっと議題決まっておられません。後日、原子力委員会のホームページの開催案内等をもってお知らせいたしますので、傍聴される方々は御注意を頂ければと思います。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

何か御発言ありますか。

ちょっとプル利用についてですが、韓国等とのことですが、日本はこれは昔からやっているというところが大きく違います。この2ページの最初に全部書いてありますが、1967年、ずっと前からやっていますので、これは日本が特殊であるといえますか、日本のこのプルトニウム利用がほかの国と違うという論理になっていますので、これはよく我々は認識した方がいいと、海外向けにもきちんと書いてあるということでございます。

そのほかいろいろあるのですが、これはいわゆるその政策の解説というか、そういう形で国内・国外にお示しをするということで作らせていただきました。

少しずつ減らしていく必要があるとか、そういうことはまた当然必要なことですが、日本も、ここに書いてある、ごめんなさい、再処理機構ができて作る量と使う量を見ながら事業計画を見るということになっています。このあたりは米国にもよく理解をされているというふうに理解をしております。引き続き透明性を持ってきちんとやっていくと。きちんとプルサーマルで減らしていくということを進めるということが重要かと。

先生方、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、御発言ないようですので、これで本日の委員会を終わります。ありがとうございました。